



接続約款変更認可申請書

西設相制第 2 号
平成 24 年 6 月 19 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかほしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～109 (略)	(略)
110 消費税相当額	(略)

新

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～109 (略)	(略)
110 I P 通信サービス	当社のI P 通信サービス契約約款（以下「I P 通信サービス契約約款」といいます。）に基づき、I P 通信網を使用して行う電気通信サービス
111 消費税相当額	(略)

（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）

第34条の13 接続申込者は、第34条の4（光信号主端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に収容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金（平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会管申（情郵審第33号）に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。）の適用を選択することができます。

2 前項に規定する当社が別に定める通信用建物は、平成24年3月末時点において、当社がI P 通信サービス（I P 通信サービス契約約款に定めるメニュー5-1に係るもの）に限り、以下この条において同じとします。）を提供している通信用建物のうち、他事業者がI P 通信サービスに相当するサービスを提供している区域が、I P 通信サービス契約約款に定めるI P 通信サービスの提供区域の半数に満たない通信用建物とし、当社が選定するものとし、また、当社は、当社が別に定める通信用建物について接続申込者が電気通信回線設備を選定し、閲覧できるようにするものとします。

3 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金を適用した光信号主端末回線と接続しようとする場合、接続申込者は、複数年段階料金の適用を選択する通信用建物を予め当社に申し出ることを要するものとします。

4 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金の適用を選択した場合であって、複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続を開始したときは、当該機能に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日から起算して3年間とします。

5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内に複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合は、別表4（違約金）第6（複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金）に規定する額に、その額（利息に相当する額を除きます。）に係る消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第1表
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～ナ (略)</p> <p>ニ 第34条の13 (複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い) 第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、力の規定にかかわらず、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、ギに規定する場合を除き、2-1-1-1-1 に掲げる料金額に、2-1-1-2 の2 に掲げる料金額及び2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>又 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2 (料金額) 2-1-1-1 の2 に規定する機能については、2-1-1-1 の2 に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ホ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年を経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2 (料金額) 2-1-1-1-1 (基本料) 第6欄イ欄又は2-1-1-2 (加算料) 第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。</p>
(8)-2～(12) (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	<p>ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2 第2欄又は2-1-1-2 の2 に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1-1-2 の4 ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、2-1-1-2 の4 ア欄に規定する機能は適用するときは、1の光局内スプリッタ (当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。) に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1-1-2 の4 イ欄に規定する機能は適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を、1の光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1-1-2 の4 イ欄に規定する機能は適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を、1の光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)</p>

第1表
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～ナ (略)</p>
(8)-2～(12) (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	<p>ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1-1-2 の4 ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、2-1-1-2 の4 ア欄に規定する機能は適用するときは、1の光局内スプリッタ (当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。) に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1-1-2 の4 イ欄に規定する機能は適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を、1の光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)</p>

2 料金額

- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料 (略)

2 料金額

- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料 (略)
- 2-1-1-1-1 基本料 (略)
- 2-1-1-1-2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区分	単 位	料 金 額	備 考
<p>端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)</p> <p>光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り1芯にて伝送を行う機能)</p> <p>ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの</p> <p>(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの</p>	1回線ごと	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごと	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごと	平成26年4月1日以降に適用する料金	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごと	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごと	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4)(7)以外のもの			① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 ② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金 ③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,991円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 ② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金 ③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 ② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金 ③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

<p>① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</p>	<p>1回線ごとに</p>	<p>2,888円</p>	<p>接続開始日から、1年未満の場合に適用します。</p>
<p>② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金</p>	<p>1回線ごとに</p>	<p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金 平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金</p>	<p>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</p>
<p>③ 平成26年4月1日以降に適用する料金</p>	<p>1回線ごとに</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金</p>	<p>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</p>

(7) 保守の区別がタイプ1-1-1のもの

1分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの

					① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金 ③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額 平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				(4) (7) (イ) 以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 ② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,971円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
						1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(4)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

2-1-1-2 (略)

2-1-1-2 (略)
 2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				③ 平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金額	1 回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	--	------------------------------	---------	--	--

区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-2 1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能と組み合わせて利用するもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金額	1 光信号端末回線ごとに 2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金額	1 光信号端末回線ごとに 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				③ 平成26年4月1日以降に適用する料金額	1 光信号端末回線ごとに 平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号末端未回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	1 光信号末端未回線ごとに		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号末端未回線ごとに		平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの			① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号末端未回線ごとに	2,991円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号末端未回線ごとに		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

<p>③ 平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金額</p>	<p>1 光信号末端未回線ごとに</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金額</p>	<p>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</p>
<p>① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金を加算した料金額</p>	<p>1 光信号末端未回線ごとに</p>	<p>2,888円</p>	<p>接続開始日から、1年未満の場合に適用します。</p>
<p>② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金を加算した料金額</p>	<p>1 光信号末端未回線ごとに</p>	<p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額</p>	<p>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</p>
<p>③ 平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金額</p>	<p>1 光信号末端未回線ごとに</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金を加算した料金額</p>	<p>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</p>
<p>(7) 保守の区別がタイプ1-1-1のもの</p>			
<p>イ 光信号多重分離機能欄と組み合わせて利用するもの</p>			

	<p>(4) <u>保守の区別がタイプ1-2のもの</u></p>	<p>① <u>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</u></p>	<p>1 <u>光信号末端未回線ごとに</u></p>	<p>2. <u>888円</u></p>	<p><u>接続開始日から、1年未満の場合に適用します。</u></p>
	<p>② <u>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金</u></p>	<p>1 <u>光信号末端未回線ごとに</u></p>	<p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金</p>	<p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金</p>	<p><u>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</u></p>
	<p>③ <u>平成26年4月1日以降に適用する料金</u></p>	<p>1 <u>光信号末端未回線ごとに</u></p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金に、958円を加算した料金</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金に、958円を加算した料金</p>	<p><u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u></p>

				(6) (7)(イ)以 外の もの	① 平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金 ② 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金 ③ 平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,971円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
						1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1-2第2欄 イ(イ)③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
						1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1-2第2 欄イ(イ)③欄に規定 する料金額に、986 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

別表4 違約金

第1 (略)

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第 78条の2(一)一般光 信号中継回線、光 信号端末回線又は 光信号局内伝送路 の接続の手續きに 係る違約金)第2 項に規定する接続 の申込みの撤回を 行った場合の違約 金	(1) (略) (2) (略) (3) 当社が光信 号端末回線の工 事を完了した 後、接続を開始 するまでの間 に撤回を行っ た場合	その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。また、第34条の13(複数年度段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)に規定する複数年度段階料金を適用する場合は料金表2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額)の12ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額に相当する額を加算した額
接続申込者が、第 78条の2(一)一般光 信号中継回線、光 信号端末回線又は 光信号局内伝送路 の接続の手續きに 係る違約金)第2 項に規定する接続 の申込みの撤回を 行った場合の違約 金	ア イ その光信 号端末回線 に光信号分 岐端末回線 が含まれる 場合	その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。また、第34条の13(複数年度段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)に規定する複数年度段階料金を適用する場合は料金表2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額)の12ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額に相当する額を加算した額

別表4 違約金

第1 (略)

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第 78条の2(一)一般光 信号中継回線、光 信号端末回線又は 光信号局内伝送路の 接続の手續きに係 る違約金)第2 項に規定する接続 の申込みの撤回を 行った場合の違約 金	(1) (略) (2) (略) (3) 当社が光信号 端末回線の接続に 係る工事を完了し た後、接続を開始 するまでの間に撤 回を行った場合	その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。また、第34条の13(複数年度段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)に規定する複数年度段階料金を適用する場合は料金表2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額)の12ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額に相当する額を加算した額
接続申込者が、第 78条の2(一)一般光 信号中継回線、光 信号端末回線又は 光信号局内伝送路の 接続の手續きに係 る違約金)第2 項に規定する接続 の申込みの撤回を 行った場合の違約 金	ア イ その光信 号端末回線 に光信号分 岐端末回線 が含まれる 場合	その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。また、第34条の13(複数年度段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)に規定する複数年度段階料金を適用する場合は料金表2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額)の12ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額に相当する額を加算した額

第3～5 (略)
第6 複数年段階料金を適用した光信号主端未回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端未回線の取扱)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線の接続を開始した日から、1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年を経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.40%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始した日から、1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始して1年を経過した日から2年を経過する日までに、接続を終了した場合	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始した日から、1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始して2年を経過した日から3年を経過する日までに接続を終了した場合	

附則

- この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
- 当社は、複数年段階料金の適用を実現するために要するシステム開発費用について、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11(その他の機能)第12欄、第14欄から第18欄、第20欄及び第22欄に規定する回線管理機能の原価に加えて当該機能に係る料金の算定を行うものとし、また、
- 当社は、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、光配線区画の見直しが完了するまでの間に限り、光信号主端未回線に係る網使用料について、複数年段階料金の適用の選択を受け付けるものとします。

網使用料算定根拠
(西日本コストに基づく接続料)

目 次

I .算定手順	2
II .料金の設定	3
(別紙) 割引率の算定	7

I. 算定手順

・ 光信号主端末回線（複数年段階料金）

料金の設定に使用した単金

平成24年3月29日認可
加入者光ファイバ算定根拠
(光信号主端末回線)

接続料金

端末回線伝送機能
(光信号主端末回線)
複数年段階料金

<開通後1年目>
(平成24年度適用)

平成24年度適用の通常メニユー料金 × (1+割引率(▲24.4%))

<開通後2年目>
(平成25年度適用)

平成25年度適用の通常メニユー料金と同一

<開通後3年目>
(平成26年度適用)

平成26年度適用の通常メニユー料金 + 割引額 × (1+利率)²



II. 料金の設定

・光信号主端末回線(複数段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,846	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	938	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,908	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,055	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成25年度適用料金

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	964	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	964	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,846	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	938	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,908	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,055	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成25年度適用料金

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	964	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	964	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,957	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	966	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,991	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,143	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの の③ ①②以外のもの の平成25年度適用料金

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)③欄に規定する
料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	993	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	993	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,820	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの の① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	932	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,888	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,029	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの の① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成25年度適用料金

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に
規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	958	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	958	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,820	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの の② 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	932	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,888	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,029	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの の② 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成25年度適用料金

o. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に
規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	958	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	958	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,930	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	959	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,971	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,116	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの の平成25年度適用料金

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	986	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	986	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,908	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,055	①のb. より

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	964	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,908	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,055	①のe. より

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	964	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,991	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,143	①のh. より

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	993	①のi. より

j. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,888	①のj. より

k. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,029	①のk. より

l. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	958	①のl. より

m. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,888	①のm. より

n. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,029	①のn. より

o. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	958	①のo. より

p. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,971	①のp. より

q. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,116	①のq. より

r. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	986	①のr. より

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,294	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能の「イ」以外のものの「イ」 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	3,846	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の「イ」 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の「ア」 分岐できる光信号分岐端末回線の数8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	317	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の「ア」 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物)に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	60	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもの「イ」 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄「イ」①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.9	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	7,500	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	30,768	(1)の②×8
③割引率 (%)	24.4%	①÷②